

指名停止の状況

業者名	本店所在地	指名停止の期間	該当事項	指名停止の理由
株式会社 ソトムラ 名古屋営業所	大阪府	平成30年7月6日から平成30年7月19日(2週間)	「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)	<p>「平成28年度高速11号小牧線塗装補修工事(大我麻町工区)」において、平成30年6月5日(火)、下請業者の作業員が、吊り足場の解体作業において、足場内の移動時に足を踏み外して路下の歩道上に転落し、重傷を負った。</p> <p>本件は、足場上で作業にあっていた作業員が施工計画書に定められている二丁掛け安全帯を着用していたが、適切に親綱等が設置されていないこともあり、実際には安全帯を一丁掛けで使用していた。さらに、足場内移動時にフックを外して移動したため、その際に、あやまって足を踏み外し、路下に転落した。作業員が二丁掛けの安全帯の適切な使用を怠り不安全行動を取ったことが、今回事故の直接的な原因と考えられる。直接的な原因は当該作業員の不安全行動によるものであるが、受注者(元請け)は工事の安全について、一連の安全教育は行っていたものの、当日の作業手順、安全対策について書類を作成していなかった。また、当日の足場解体作業については、下請けの現場職長に全て一任していたことから、本件は受注者の安全管理の措置が「不適切」であった。</p> <p>したがって、工事の契約の相手方として不適当であると判断し、公社の入札参加資格を有する(株)ソトムラ名古屋営業所に対し指名停止を行う。</p>

(参考)

工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領 別表第1 第7号

指名停止要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)	
7 公社発注工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内